

平成 29 年度 東京電力福島原子力発電所事故調査
委員会の報告書を受けて講じた措置

第 196 回国会（常会）提出

この文書は、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）附則第 11 項の規定に基づく、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書である。

平成 29 年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書 を受けて講じた措置

目 次

第 1 章 本報告書の位置付け	1
第 2 章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が 講じた措置	6
「提言 2 : 政府の危機管理体制の見直し」を受けた取組	6
「提言 3 : 被災住民に対する政府の対応」を受けた取組	13
「提言 4 : 電気事業者の監視」を受けた取組	24
「提言 5 : 新しい規制組織の要件」を受けた取組	33
「提言 6 : 原子力法規制の見直し」を受けた取組	43

第1章 本報告書の位置付け

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成 23 年法律第 112 号）に基づき国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）は、東京電力福島原子力発電所事故の調査・提言を行うことを目的として平成 23 年 12 月 8 日に発足し、平成 24 年 7 月 5 日に国会の両院議長に報告書（以下「国会事故調報告書」という。）を提出した。

国会事故調報告書には、東京電力福島原子力発電所事故の直接又は間接の原因の究明等の調査結果のほか、原子力に関する基本的な政策並びに当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置についての提言が盛り込まれている（表 1）。国会事故調報告書を受けて政府が講じた措置については、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）附則第 11 項において、当分の間毎年、国会に報告書を提出しなければならない旨が規定されており（表 2）、昨年度は平成 29 年 6 月 16 日に「平成 28 年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置」を閣議決定し、第 193 回国会に提出した。

本報告書は、引き続き、国会法の規定に基づき、平成 29 年度に政府が講じた措置について取りまとめたものである。構成については、政府に対する各提言を受けて平成 28 年度までに講じてきた措置や現在まで継続的に講じている措置のうち、主なものの概要を「基本的な対応」として取りまとめ、その上で、平成 29 年度に講じた主な措置（一部平成 30 年 4 月のものを含む。）を取りまとめたものとなっている。

なお、各提言を受けて政府として講じた措置や関連施策について、より詳しく報告している白書等を「関連白書等」として提言ごとに付記している。

表 1 国会事故調提言

提言 1：規制当局に対する国会の監視

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

- 1) この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
- 2) この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
- 3) この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う。
- 4) この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。

提言 2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直しを行う。

- 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。
- 2) 放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。
- 3) 事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込める）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする。

提言 3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急に取り組む必要がある。

- 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個々人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

- 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。
- 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

提言 4：電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

- 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。
- 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた不断の努力を促す相互監視体制を構築する。
- 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。
- 4) 以上の施策の実効性を確保するため、電気事業者のガバナンスの健全性、安全基準、安全対策の遵守状態等を監視するために、立ち入り調査権を伴う監査体制を国会主導で構築する。

提言 5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。
- 2) 透明性：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に 1 次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

- 3) 専門能力と職務への責任感：①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。
- 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。
- 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

提言 6：原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

- 1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。
- 2) 安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。
- 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。
- 4) 新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること（いわゆるバックフィット）を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながらないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

提言 7：独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等、国民生活に重大な影響のあるテーマについて調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として（原子力臨時調査委員会〈仮称〉）を設置する。また国会がこのような独立した調査委員会を課題別に立ち上げられる仕組みとし、これまでの発想に拘泥せず、引き続き調査、検討を行う。

表2 国会法（抄）

国会法（昭和22年法律第79号）

附則第11項

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律（注：東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法）の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

○「関連白書等」に係る凡例

- ・ 防災白書 … 「防災に関してとった措置の概況」及び「平成30年度の防災に関する計画」（平成30年6月12日閣議決定）
- ・ 原子力規制委員会年次報告 … 平成29年度原子力規制委員会年次報告書（平成30年6月12日閣議決定）
- ・ 東日本大震災からの復興の状況に関する報告 … 東日本大震災からの復興の状況に関する報告（平成29年11月29日閣議決定）
- ・ エネルギー白書 … 「平成29年度エネルギーに関する年次報告」（平成30年6月8日閣議決定）
- ・ 環境白書 … 「平成29年度環境の状況」及び「平成30年度環境の保全に関する施策」（平成30年6月5日閣議決定）
「平成29年度循環型社会の形成の状況」及び「平成30年度循環型社会の形成に関する施策」（平成30年6月5日閣議決定）
「平成29年度生物の多様性の状況」及び「平成30年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」（平成30年6月5日閣議決定）

第2章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が講じた措置

提言2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に係る制度についての抜本的な見直しを行う。

提言2 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。

【基本的な対応】

- 平成24年9月の原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の改正により原子力災害対策本部が拡充された。具体的には、①発電用原子炉の事故について、従来の経済産業大臣に加え、原子力災害対策副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長（必要に応じて他の国務大臣等）を充てることとともに、②本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監（必要に応じて副大臣又は大臣政務官）を充てることとした。
- 原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号。以下「設置法」という。）により平成24年9月に改正された原子力基本法（昭和30年法律第186号）に基づき、原子力防災に関する平時からの総合調整を行う原子力防災会議を設置し、議長には内閣総理大臣を、副議長には内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監を、事務局長には環境大臣をそれぞれ充てることとした。
- 原子力災害対策本部の事務局機能の強化を図るため、平成24年10月原子力防災会議幹事会決定により原子力災害対策マニュアルを見直し、特に大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、内閣総理大臣官邸（以下「官邸」という。）を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保した。
- 原災法に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保し、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に

対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、平成 24 年 10 月に原子力災害対策指針を策定した。対策の拡充等に応じて、順次改正を行っている。

- 平成 26 年 10 月に、関係省庁、関係自治体等との平時及び有事における原子力防災に係る総合調整を一元的に担う組織として内閣府政策統括官（原子力防災担当）を設置し、政府の原子力防災に係る体制を抜本的に強化した。
- 政府の危機管理体制の見直しを行うため、平成 27 年 3 月に取りまとめた「政府の危機管理組織の在り方について（最終報告）」を踏まえ、同年 7 月の中央防災会議において防災基本計画を修正し、複合災害対策の強化として、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の両本部間の連携の強化、一体的運営に係る対策等について規定した。
- 原子力災害対応体制の充実を図ることに加えて、防災全般についても、防災の専門人材の確保・育成や、過去に防災関連業務に従事した経験のある職員（いわゆる「防災予備役」職員）の活用を進める等、危機管理体制の更なる充実に取り組んでいる。
- こうした取組を踏まえた原子力災害の対応体制を検証するため、自然災害との複合災害を想定しつつ、国、地方自治体、原子力事業者等が合同で、原災法に基づく原子力総合防災訓練を実施している。
- 原子力災害時医療については、原子力規制委員会が指定する高度被ばく医療支援センター（量子科学技術研究開発機構（放射線医学総合研究所）、弘前大学、福島県立医科大学、広島大学及び長崎大学）及び原子力災害医療・総合支援センター（前記 4 大学）並びに原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関からなる実施体制を構築するとともに、教育研修環境の整備・充実等の支援を行っている。

【平成 29 年度に講じた主な措置】

（政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化）

平成 29 年度原子力総合防災訓練を平成 29 年 9 月 3、4 日に九州電力玄海原子力発電所を対象に実施した。同訓練の中では、地震、波浪及び原子力災害の複合災害を想定し、自然災害による非常災害対策本部と原子力事故対策本部との合同会議及び非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議（※）を実施

し、自然災害への対応と原子力災害への対応の連携について検証した。また、これらの合同会議においては、佐賀県庁等とのテレビ会議により、現地との連携についても確認した。さらに、両本部の事務局レベルにおいても、事態の進展に応じた避難支援等の観点から、一体的な運営を行う訓練を実施し、対応力の向上に努めた。（※ 突発的に生じた北朝鮮の核実験に伴う政府としての緊急事案への対応を優先するため、官邸で実施する訓練については場所と参加者を変更した。）

また、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁の連携等の活動要領を規定している原子力災害対策マニュアルについて、平成 29 年 7 月 5 日の原子力災害対策指針の改正等を踏まえて、同年 12 月 26 日に改定を行った。

（原子力災害対策指針等）

原子力災害対策指針については、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう充実を図っており、平成 29 年 3 月 22 日には核燃料施設等に係る原子力災害対策を盛り込むべく指針を改正した。この指針改正に伴い、原子力事業者防災業務計画の作成・修正に際し協議が必要となる関係周辺都道府県知事の要件に関して、原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）を改正し、平成 29 年 7 月 7 日に施行するとともに、当該改正後の規定に基づき、対象となる都道府県を指定する告示を制定した。

平成 29 年度においては、実用発電用原子炉施設の緊急時活動レベル（EAL:Emergency Action Level）の見直し及び核燃料施設等の EAL の設定について、「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」を 3 回開催して検討した。これを踏まえて平成 29 年 7 月 5 日に原子力災害対策指針と、併せて関係規則等を改正し、同年 8 月 1 日に公布、同年 10 月 30 日に施行した。

原子力災害時の医療体制の整備については、全国及び地域原子力災害時医療連携推進協議会等を通じて関係医療機関の医療従事者と意見交換を行うとともに、平成 29 年 11 月には原子力規制委員会委員による弘前大学、福島県立医科大学、広島大学及び長崎大学の視察並びに関係者との意見交換を実施した。また、「原子力災害拠点病院等の施設要件」については、支援センターの事務局長による会議及び支援センターの指定を受けた 5 施設の現状確認等を踏まえ、課題抽出を行い、見直しを検討している。

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

提言2 2) 放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。

【基本的な対応】

➤ 平成25年9月の原子力防災会議において「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」を決定し、13地域（泊、東通、女川、福島、東海、柏崎刈羽、志賀、福井、浜岡、島根、伊方、玄海、川内）それぞれに、課題解決のためのワーキングチームを設置した。各地域に共通して対応すべき事項については、関係府省等の検討結果を取りまとめ「共通課題についての対応方針」として平成25年10月に関係道府県に提示した。そして、平成27年3月、支援体制を強化するとともに、ワーキングチームの名称を「地域原子力防災協議会」に変更した。この地域原子力防災協議会の活動を通じ、関係地方公共団体と一体になって避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を支援している（平成30年3月末時点において、地域防災計画は、対象となる21道府県全てにおいて、また、135市町村のうち132市町村において策定済みである。避難計画については、113市町村において策定済みである。）。

地域防災計画・避難計画の具体化・充実化が図られた地域については、同協議会において「緊急時対応」として取りまとめ、これが原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認し、原子力防災会議に報告し了承を得ることとしている。これまで、川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域及び大飯地域の6地域について了承がなされた。

また、地域原子力防災協議会の活動として、①地域防災計画・避難計画の策定支援・確認に加えて、②防災訓練の実施、③訓練結果からの教訓事項の抽出、④更なる計画等の改善を柱とするPDCAサイクルを導入した。政府として、これらの仕組みを明確にするため、平成27年3月に防災基本計画を修正し、明記した。一旦策定した避難計画についても、地方公共団体への支援を継続して行い、避難訓練の結果等も踏まえ、継続して避難計画を改善・強化している（例えば、平成28年7月に「伊方地域の緊急時対応」、平成29年10月に「高浜地域の緊急時対応」、同年12月に「泊

地域の緊急時対応」、平成 30 年 3 月に「川内地域の緊急時対応」を改定。)

- 原子力災害対策指針では、住民の健康・安全の確保、対策の意思決定の明確化等の観点から、防護措置の基本的枠組みとして、原子力災害対策重点区域の設定（予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone. 原子力施設からおおむね 5 km を目安。）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone. 原子力施設からおおむね 30km を目安。）、緊急時活動レベル（EAL）や運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level. 空間放射線量率等により評価。）を設定した。

これらの区域ごとに、国と地方公共団体が行うべき情報提供、モニタリングや防護措置等を示すなど、国と地方の役割分担を含め、オフサイトの対応措置を強化し、緊急時モニタリングに係る計画、センター設置の要領や動員計画を策定している。

- 原子力規制庁は、緊急時に原子力施設周辺等のモニタリングを指揮するため上席放射線防災専門官を現地原子力規制事務所に常駐させるとともに、「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を平成 27 年度から運用するなど、地方公共団体等と緊密に連携・協力しながら実効性のある緊急時モニタリングを行うことができる体制の充実・強化を行っている。

【平成 29 年度に講じた主な措置】

（地域防災計画・避難計画の策定支援）

平成 29 年度は、10 月 25 日に福井エリア地域原子力防災協議会（第 3 回）において「大飯地域の緊急時対応」を確認、原子力防災会議でその確認結果を了承した。また、これに先立ち、同協議会（第 2 回）において「高浜地域の緊急時対応」を改定した。さらに、平成 28 年度の原子力総合防災訓練の教訓事項を踏まえ、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るため、平成 29 年 12 月 21 日の泊地域原子力防災協議会において「泊地域の緊急時対応」を改定した。平成 30 年 3 月 26 日の川内地域原子力防災協議会において「川内地域の緊急時対応」を改定した。

平成 30 年 3 月 20 日に、道府県が主体となる訓練の企画、実施及び評価までの訓練全般における基本的な指針となる「原子力防災訓練の企画、実施及び評価のためのガイダンス」を策定し、道府県に周知した。

平成 29 年度原子力総合防災訓練は、「玄海地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性を更に向上させることを狙いとして、地震、波浪及び原子力災害の複合災害を想定し、これらの事態の進展に応じた住民避難等に係る意思決定や実動の訓練を実施した。

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては、「原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備などの充実・強化を推進する。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な充実・強化を進めていくこととなった。平成 29 年度補正予算における事業として、放射線防護対策事業や避難経路の充実・強化を図るための調査研究を行っている。また、平成 30 年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備、原子力災害時の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

（緊急時モニタリング体制の充実・強化）

平成 29 年 4 月には、宮城地方放射線モニタリング対策官事務所、大阪地方放射線モニタリング対策官事務所及び島根地方放射線モニタリング対策官事務所を開設した。また、平成 29 年 7 月の原子力規制庁の組織改編により、地方放射線モニタリング対策官事務所を原子力規制事務所に統合するとともに、地方放射線モニタリング対策官を廃止し、新たに上席放射線防災専門官を配置した。

このほか、平成 29 年度原子力総合防災訓練等の各種訓練においては、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、その運用の向上を図った。

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

提言2 3) 事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷や
す、閉じ込める）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場
当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする。

【基本的な対応】

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法
律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）の平成 24 年 6 月の改正に
より、事故時における発電所内での対応を含め、原子力事業者の災害の防
止に関する必要な措置を講じる責務等が明確化されたとともに、原災法に
おいて、原子力事業者が災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を
有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを
明確化した。
- また、原災法の平成 24 年 6 月の改正により、技術的、専門的知見に基
づいて行うオンサイト対応については原子力規制委員会が、オンサイト対
応に必要な機材調達等については、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）
指示に基づき、関係行政機関等が、その役割を担う仕組みを明確化した。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急にする必要がある。

提言3 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

【基本的な対応】

➤ 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は平成23年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出しており、福島県はこの基金を活用して県民健康調査を実施し、全県民を対象とした外部被ばく線量を把握するための行動調査に基づく基本調査(99.9%以上が10mSv未満)や事故時におおむね18歳以下であった全県民(平成24年4月1日までに生まれた子どもを含む。約38万人)を対象とした「甲状腺検査」(平成28年度から3巡目の検査を実施中)等を実施している。

福島県外に避難した県民等も「甲状腺検査」を受診できるよう、平成24年11月に福島県立医科大学が県外の医療機関と協定を結び、「甲状腺検査」を県外でも実施している。県外において実施している医療機関の数は、一次検査については108機関、二次検査については36機関となっている(平成29年12月31日時点)。

甲状腺しこり等(結節性病変)が認められ、引き続き医療が必要になった場合の支援として、甲状腺に係る診療情報を提供いただいた方を対象に、福島県が平成27年7月から「甲状腺検査サポート事業」を開始し、平成29年度も継続して取り組んでいる。

福島県においては、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査を実施しているほか、市町村に補助金を交付し、個人線量計による測定等を実施しており、国はこれらの事業を支援するために福島県に対して交付金を拠出している。これらの測定結果は、ウェブサイト等を通じて公表

されている。

- 関係省庁間の強力な連携の下、原子力被災者をはじめとする放射線による健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションに関する取組を効果的に推進しており、これを通して住民個人が自ら判断できる材料となる情報開示を進めている。

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」の中間取りまとめを踏まえた「当面の施策の方向性」を平成 27 年 2 月に公表し、住民の放射線に係る健康管理や健康不安への対応について、疾病罹患動向の把握、地域のニーズに合ったリスクコミュニケーション事業の継続・充実等の施策に取り組んでいる。

原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR:United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation）が平成 26 年 4 月に公表した「2011 年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」等を活用しつつ、「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」や「放射線リスクに関する基礎的情報」等の資料を作成するなど、国として放射線による健康影響に係る情報発信及び知識の普及に努めている。

- 「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」（平成 25 年 11 月 20 日原子力規制委員会決定）を踏まえ、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）等に基づき、福島再生加速化交付金において、相談員の育成及び配置や個人線量低減活動支援のための予算を措置している。また、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターをいわき市に設置し、避難指示区域内外の住民が抱える、放射線に対する不安を含む生活上の様々な不安にきめ細かに対応する放射線相談員や生活支援相談員等の活動を、専門家の派遣、研修会の開催等により科学的・技術的な面からも支援している。

- 平成 26 年 2 月に取りまとめた「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」について、フォローアップ会合を開催するなど、各府省庁が実施した自己点検結果に基づき、各施策の取組状況や今後の方針についての確認や意見交換等を行い、施策を進めている。

【平成 29 年度に講じた主な措置】

（健康管理・健康不安への対応）

UNSCEAR が平成 26 年 4 月 2 日に公表した 2013 年報告書の附属書 A「2011 年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」パラグラフ 175 では、「線量が大幅に低いため、チェルノブイリ原発事故後に観察されたような多数の放射線誘発性甲状腺がんの発生を考慮に入れる必要はない。」と評価されており、UNSCEAR の 2017 年白書でも、「2013 年報告書における福島第一原発事故による放射線被ばくの影響に関する知見は引き続き有効であり、それ以降に発表された新規情報の影響をほとんど受けていないとの結論に達した。」とされた。

自治体による相談員の育成及び配置や個人線量低減活動への支援を継続して実施するとともに、相談員間の連携強化、相談対応の好事例、失敗事例等の共有を図るため、相談員等実務者会合及び相談員合同ワークショップを開催した。

（関連白書等：環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

提言3 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。

【基本的な対応】

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定）に沿って、陸域、海域、食品、水環境など、抜け落ちのないよう様々なモニタリングを実施し、その解析結果を原子力規制委員会のホームページで公表している。
- 除染を実施した地域については、その効果が維持されているか確認することなどを目的に、除染実施後のモニタリング等を行っている。
- 平成27年度第55回原子力規制委員会（平成28年2月10日）での環境放射線モニタリングの見直しを踏まえ、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施するとともに、平成29年度第74回原子力規制委員会（平成30年3月20日）において、リアルタイム線量測定システムの配置の見直しを行うこととした。

【平成29年度に講じた主な措置】

（放射線モニタリング）

平成29年度第59回原子力規制委員会（平成30年1月17日）において帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングの結果を報告し、公表した。

また、平成29年度第74回原子力規制委員会（平成30年3月20日）において、福島県内のモニタリング結果等を整理し、福島県及び県内市町村の意見を踏まえた上で、リアルタイム線量測定システムの配置について以下のとおり見直しを行うこととした。

- ①避難指示区域又は避難解除区域をその区域に含む市町村外のリアルタイム線量測定システムは、空間線量率が十分に低く安定している地点を対象に、原則、空間線量率の低いものから順に撤去する。
- ②各市町村から撤去順の変更等について要望があれば、個別に協議する。
- ③撤去したリアルタイム線量測定システムは、モニタリングポストの設置

要望のある避難指示区域又は避難解除区域をその区域に含む市町村内の施設への移設等に活用する。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言3 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

【基本的な対応】

(除染・中間貯蔵)

- 福島県等における除染等を推進するため、平成24年1月に福島県に環境省福島環境再生事務所（平成29年7月に福島地方環境事務所に改組）を開設し、平成26年度末までに環境省本省等も含めて500人規模の体制を確立した。
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）等に基づき自治体とも連携して除染を実施してきた。

国が直轄で除染を行う除染特別地域に指定されている福島県内の全11市町村では環境省が除染作業を実施し、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域では、各市町村が地域ごとの実情、優先順位や実現可能性を踏まえて除染実施計画を策定し、これに基づき除染を進めてきた。このうち、除染特別地域では、平成29年3月末までに、全ての市町村で面的除染が完了した（帰還困難区域を除く。）。
- 森林については、平成28年3月に復興庁・農林水産省・環境省の三省庁で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、取組を実施している。
- 平成29年5月に改正された福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）に基づき、各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染とインフラ整備等を一体的に進めている。
- 中間貯蔵施設については、平成26年9月に、福島県知事より施設の建設受入れを容認する旨、大熊町長及び双葉町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨が国に伝達され、平成27年2月に福島県並びに大熊町及び双葉町より施設への除去土壌等の搬入受入れが容認された。同年3月から各自治体の仮置場や除染現場に保管されている除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送を開始し、輸送量を段階的に拡大させて

いる。あわせて、中間貯蔵施設予定地の用地取得及び土壌貯蔵施設等の必要な施設の整備を実施している。

平成 28 年 3 月には中間貯蔵施設に係る「当面 5 年間の見通し」を公表し、これに沿って中間貯蔵施設事業を進めている。また、除去土壌等の中間貯蔵開始後 30 年以内の福島県外での最終処分に向けた中長期的な方針として、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を平成 28 年 4 月に取りまとめ、これらに沿って取組を進めている。

(避難指示区域の見直し)

- 避難指示解除については、「「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂」(平成 27 年 6 月 12 日閣議決定)にある以下の要件により決定している。
 - ① 空間線量率から推定された年間積算線量が 20mSv 以下になることが確実であること
 - ② 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
 - ③ 県、市町村、住民との十分な協議
- 平成 29 年 4 月 1 日までに田村市、檜葉町、葛尾村、川内村、南相馬市、飯舘村、川俣町、浪江町、富岡町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域について、避難指示を解除した。

(賠償)

- 原子力損害賠償について、原子力損害賠償紛争審査会は、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した中間指針等を順次策定するとともに、同審査会、現地視察等を通じて賠償状況のフォローアップを行っている。また、原子力損害賠償紛争解決センターは、迅速かつ公正な紛争解決を実現するために和解仲介手続を実施している(平成 29 年 12 月末時点で、申立件数 23,215 件、既済件数 21,399 件である。)
- 同審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力により、これまで、政府による避難等の指示等によって避難を余儀なくされたことによる精神的損害に対する賠償、財物価値の毀損に対する賠償、営業損害に対する賠償等を実施したところである(平成 30 年 3 月 30 日時点で約 8 兆 1,632

億円の支払が行われた。)

(復興支援)

- 福島特措法により、福島復興再生基本方針に即して福島県知事の申出に基づき、平成 25 年 3 月に「避難解除等区域復興再生計画」を策定（平成 26 年 6 月改定）し、本計画で復興及び再生のための取組を示すこと等を通じ、住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を住民、企業等に提供している。
- 被災事業者の事業再開等の支援のため、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂に基づき、平成 27 年 8 月に、国、福島県、民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」（以下「官民合同チーム」という。）を創設した。官民合同チームは、避難指示等の対象となった 12 市町村の被災事業者・農業者の方々を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を伺い、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援などを実施している。
- 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）に基づく被災者生活支援、福島県浜通り地域等の産業を回復するための新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」や、福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」の実現に向けた取組等を通じた福島復興を、必要な予算措置等により強力に推進している。

【平成 29 年度に講じた主な措置】

(除染)

市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域については、平成 30 年 3 月 19 日に、全ての市町村で面的除染が完了した。森林については、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林等の除染を実施した。また、里山再生モデル事業について、平成 28 年 9 月及び 12 月に計 10 地区、平成 30 年 3 月に 4 地区をモデル地区として選定した。

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備（後述）については、これまで双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており、既に一部の工事に着手するなど、当該計画に沿って、家屋等の解

体・除染を進めている。

（中間貯蔵）

中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、平成 29 年度末までに、1,419 件、約 874ha について契約に至るなど、着実に進捗してきている。また、平成 29 年 6 月に除去土壌等の分別処理を開始し、平成 29 年 10 月には分別した土壌の貯蔵を開始した。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、平成 29 年度は 50 万 m³程度を輸送することを目標として中間貯蔵施設への搬入を行った。その結果、同年度末までに累計で約 76 万 m³の除去土壌等を搬入した。

また、平成 29 年 11 月に、「平成 30 年度の中間貯蔵施設事業の方針」として、①平成 30 年度の輸送量は「当面 5 年間の見通し」の最大値である 180 万 m³程度とする、②平成 31 年度も、できる限り最大値（400 万 m³）を目指すなどの方針を公表した。

（避難指示区域の見直し）

避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、平成 29 年 4 月 1 日までに、大熊町・双葉町を除く全ての避難指示を解除した。

帰還困難区域については、平成 29 年 5 月 19 日に施行された福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 32 号。以下「改正福島特措法」という。）に基づき、5 年を目途に、避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点（特定復興再生拠点）を設けることとなった。これにより、特定復興再生拠点における環境整備に関する特定復興再生拠点区域復興再生計画を市町村が作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、特定復興再生拠点のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進めることが可能となった。これまでに、双葉町（平成 29 年 9 月 15 日認定）、大熊町（同年 11 月 10 日認定）、浪江町（同年 12 月 22 日認定）、富岡町（平成 30 年 3 月 9 日認定）の計画について認定を行い、一部では整備を開始した。

（賠償）

原子力損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、平成 30 年 3 月 30 日時点で、約 8 兆 1,632 億円の支払が行われている。

避難指示区域外の農林業の営業損害賠償等の平成30年以降の取扱いについては、平成29年12月に、東京電力と福島県のJAグループ協議会との間で、新たな算定方式による風評賠償を平成31年以降実施することとし、それまでの間は現行の算定方式による風評賠償を継続するという合意がなされた。

また、地方公共団体が所有する財物の賠償については、平成29年9月13日に開催された同審査会において、公共財物賠償が円滑に行われるための基本的な考え方として、「地方公共団体における不動産の賠償について」が取りまとめられたことを踏まえ、平成30年1月17日に開催された同審査会において、東京電力の賠償状況をフォローアップしていくことが確認された。

（復興支援）

官民合同チームの体制強化、福島イノベーション・コースト構想の推進等を盛り込んだ、改正福島特措法が、平成29年5月に公布・施行された。官民合同チームの訪問結果を踏まえ、被災12市町村の被災事業者の自立、まち機能回復、新規創業等を図る自立等支援事業を継続するため、平成29年度予算として54億円を措置した。また、自立等支援事業において直ちに故郷に帰還して事業を再開することが難しい帰還困難区域の事業者を対象とした支援内容の拡充や被災12市町村のまちづくりの促進に向けた支援を新たに行うこととした。

また、福島県における営農再開を加速させるため、平成29年4月から、官民合同チーム営農再開グループに担当課を設けて、農業者訪問担当員を拡充し、平成28年度に実施した認定農業者の個別訪問活動の対象を拡大して、要望調査や支援策の説明を行っている。

さらに、官民合同チームの体制を強化するため、中核である公益社団法人福島相双復興推進機構へ国の職員を派遣できるようにするなどの措置を改正福島特措法に盛り込み、平成29年7月から経済産業省及び農林水産省の職員を派遣している。

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、平成29年7月に、関係閣僚会議を開催するとともに、関係省庁、関係自治体等が参画し、同構想の推進に関する基本的な方針を共有するため、同年11月に、「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に創設した分科会を開催するなど、推進体制を強化した。

また、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、平成29年度の同構想の関連予算として計101億円を措置するとともに、平成30年度予算では、

拠点の整備や、地元企業と進出企業が連携して取り組む実用化開発等に加え、構想の具体化に向けた関連プロジェクトの創出や関係主体間の連携促進等を支援するため、計 135 億円を計上した。あわせて、医療機器、ロボットや廃炉・放射線の分野を対象に、進出企業のニーズと地元企業のシーズをマッチングするイベント等を開催した。

加えて、福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」実証や、県内におけるスマートコミュニティの構築に向けた取組等を推進するための関係予算として、平成 29 年度予算において計 527 億円を措置するとともに、平成 30 年度予算として計 638 億円を計上した。

(関連白書等：環境白書、エネルギー白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

提言4：電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言1に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

提言4 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。

【基本的な対応】

- 原子力規制委員会は、平成24年9月に「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を定め、委員3人以上が参加する規制に関する打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。また、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め職員2人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開することとした。
- 平成24年10月に原子力規制委員会において定めた「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」によって、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。
- 原子力規制委員会や各種審査会合等は原則公開するとともに、インターネット中継を行い、会議資料や議事録も原則公開している。

【平成29年度に講じた主な措置】

(被規制者との安全性向上に係る意見交換)

平成26年10月から、原子力事業者の安全性向上に関する活動への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、原子力規制委員会において、主要な原子力施

設を保有する事業者の経営責任者と意見交換を行う場を設けてきた。

平成 29 年度は、事業者が自主的に行っている安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組、規制制度の改善に向けた検討を行うための事業者からの発案等を主な論点として、10 事業者と意見交換を行った。

また、円滑な規制の導入や予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等に資するべく、平成 29 年 1 月から主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換を実施している。平成 29 年度は 4 回実施し、高エネルギーアーク損傷（HEAF:High Energy Arcing Fault）に係る規則等の改正に係る議論や株式会社神戸製鋼所のデータ改ざん問題に関する事業者の対応状況の聴取等を実施した。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言4 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた不断の努力を促す相互監視体制を構築する。

【基本的な対応】

- 総合資源エネルギー調査会原子力小委員会のワーキンググループが、産業界の自主的かつ継続的な安全性向上に係る取組を共有及び調整し、改善を促すため、平成26年5月に「原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた提言」、平成27年5月に「原子力の自主的安全性向上の取組の改善に向けた提言」を取りまとめ、関係者間での取組の相互認識の必要性等について提示した。

これらの提言を踏まえ、各電気事業者が自主的安全性向上の取組を発表するとともに、原子力産業界全体の取組として、平成26年に電力中央研究所の下に「原子力リスク研究センター（NRRC:Nuclear Risk Research Center）」が設置され、原子力の自主的な安全性向上に必要な確率論的リスク評価（PRA:Probabilistic Risk Assessment）等の研究開発と成果の活用サイクルを回すべく、各主体が共同で検討を実施する体制が構築された。

- また、原子力事業者等が平成24年に設立した「（一社）原子力安全推進協会（JANSI:Japan Nuclear Safety Institute）」では、常に世界最高水準の安全性を追求するため、米国の原子力産業界の自主的な安全推進機関である原子力発電運転協会（INPO:Institute of Nuclear Power Operations）に倣い、事業者が行う安全性向上対策や原子力施設に対する評価、提言、勧告及び支援を行っている。

JANSIでは、原子力施設の運営や設備を評価する取組（ピア・レビュー）をINPO等と連携して行うとともに、各種活動に関して、協会代表、理事長と事業者トップが直接意見交換する会合を設け、事業者間で相互にプレッシャー（ピア・プレッシャー）をかけつつ、コミュニケーションの円滑化を図っており、これらの活動を通じて、電気事業者間における相互監視体制が構築されている。

【平成 29 年度に講じた主な措置】

（リスク情報の活用）

平成 30 年 2 月 8 日、原子力発電事業者は NRRC の協力の下、「リスク情報活用の実現に向けた戦略プラン及びアクションプラン」を策定し、リスク情報を活用した意思決定プロセスをプラントの設計、建設及び運転に取り入れていく方針を表明するとともに、事業者が主に NRRC や JANSI など産業界との協力の下、平成 32 年までに実施していく取組について記載した。

また、PRA 手法の高度化に向けたパイロットプラントプロジェクト（四国電力伊方発電所 3 号機、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6・7 号機）については、本年度、海外専門家による PRA ピア・レビューを計 3 回ずつ実施し、得られたコメントへの対応方針の検討を行った。

さらに、国による委託研究では、NRRC が浜岡原子力発電所 4 号機のデータを活用し、津波 PRA の高度化を開始した。

（自主規制機関の取組）

JANSI が、主に以下の 3 つの取組を実施した。①東北電力東通原子力発電所、東京電力福島第二原子力発電所及び中国電力島根原子力発電所においてピア・レビューを実施した（2012 年の発足以降、9 発電所で延べ 11 回実施済み。）。②平成 28 年度から開始した発電所総合評価システム（主に稼働中の原子力発電所を対象とした、安全確保活動を評価する仕組み）において、今年度からピア・レビュー結果を評価に反映するよう、制度を整備した。③再稼働における事業者支援として、JANSI 策定の「再稼働ガイドライン」に基づき、九州電力玄海原子力発電所及び関西電力大飯発電所において、準備状況レビュー等を実施した。

（業界大での取組の強化）

今後、業界大での連携を強化し、現場の安全性を更に高い水準に結び付けていくため、産業界に新たに必要となる機能について、国の審議会で議論を行った。

業界大で新たに組織的な仕組みを備え、重点的に取り組む課題の抽出、活動計画の策定、実施及び評価に取り組むことで、安全性向上の PDCA を機能させるとともに、技術検討の結果を技術レポートとして公開し、規制当局とも対話していく必要性を認識した。

（関連白書等：エネルギー白書）

提言4 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。

【基本的な対応】

(自己改革実施の促進)

- 国は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）に基づき、東京電力が原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「原賠機構」という。）と共同で作成した、経営の合理化や経営責任の明確化等に関する特別事業計画を、数次にわたり認定した（現行の特別事業計画は「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」（平成29年5月認定。以下「新々・総特」という。）という。）。
- 原賠機構は、「新・総合特別事業計画」（平成26年1月認定。以下「新・総特」という。）に基づき、平成28年度までに東京電力が達成すべき目標として、平成26年3月に「経営評価の基準」を策定し、平成28年5月には当該基準に基づく進捗状況についての中間レビューを実施し、平成29年5月には平成28年度末の経営評価（2016評価）を実施した。
- これらの結果を踏まえ、原賠機構と東京電力は、平成29年5月に「新・総特」を全面的に改訂した「新々・総特」を策定し、国は、同月にこの認定を行った。東京電力は、同計画に基づき、福島への責任を貫徹するとともに、非連続の経営改革をやり遂げ、企業価値の向上を実現していくこととしている。
- 引き続き、東京電力が計画に沿った取組を進めていくよう履行の確保に努めていく。

(ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等の再構築)

- ガバナンス体制について、東京電力は国から認定を受けた上記両計画に沿って、組織改編などガバナンス体制の再構築を進めてきている。
- 危機管理体制について、東京電力は社長をトップとする「原子力改革特別タスクフォース」を平成24年9月に設置し、国内外の有識者で構成される「原子力改革監視委員会」が当該タスクフォースの取組を監視監督することとした。また、廃炉・汚染水対策については、平成26年4月に組織した福島第一廃炉推進カンパニーの体制の下、安全かつ着実に進めることとしている。

- 情報開示体制について、東京電力は、国からの指摘等を受けて、情報公開の推進や組織の改編を行った。平成 27 年 3 月に見直しに係る報告を行った「情報公開に関する新たな仕組みと組織のあり方」に基づき、平成 27 年 8 月以降、放射線に関する全データを公開している。加えて、敷地境界付近のダストモニタ測定値（平成 28 年 7 月より）、港湾口海水モニタ測定値（同年 10 月より）、1～3 号機の原子炉格納容器内の放射能等（平成 29 年 2 月より）のリアルタイム公開を開始している。

（廃炉・汚染水対策）

- 廃炉・汚染水対策については、「汚染水問題に関する基本方針」（平成 25 年 9 月原子力災害対策本部決定）に基づき、原子力災害対策本部の下に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議や廃炉・汚染水対策チームを設置するなど国が総力を挙げて対応するための体制を整備した。また、汚染水問題に適切に対応するという目的の下、現地における政府、東京電力、福島県等の関係者の連携と調整を強化するため、廃炉・汚染水対策現地調整会議を設けるとともに、廃炉・汚染水対策現地事務所を設置して、関係省庁から東京電力福島第一原子力発電所の現場に常駐する職員も含めて国としての体制を強化した。
- こうした体制強化に加え、平成 29 年 9 月に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において改訂した「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、各種対策の進捗管理や研究開発の支援を行うなど、引き続き、国も前面に立って対策を進めている。
- 汚染水対策については、「汚染水問題に関する基本方針」（平成 25 年 9 月原子力災害対策本部決定）に基づき、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的な対策を実施することとしている。
- 廃炉については、より着実に廃炉を進められるよう、技術的観点から、支援体制を強化する必要があるため、平成 26 年 5 月に改正された原子力損害賠償・廃炉等支援機構法により、「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改称し、その業務に「事故炉の廃炉支援業務」を追加すること等を定めた。また、廃炉に関する技術基盤の確立に向け、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設（モックアップ施設）として平成 28 年 4 月より「櫛葉遠隔技術開発センター」（櫛葉町）の運用を

開始した。

- 放射線業務従事者の被ばく線量管理については、事業者には線量の測定、記録等を義務付けるとともに、東京電力などに対し、効果的な被ばく線量の低減措置の実施や被ばく線量情報の一元的な管理を求めている。労働基準監督機関はこれらの実施状況の確認や必要な指導を行っている。
- 東京電力福島第一原子力発電所の実用発電用原子炉施設を平成24年11月に原子炉等規制法に基づく「特定原子力施設」に指定し、原子力規制委員会が「措置を講ずべき事項」を示した。その後、同委員会は、東電から示された「実施計画」を審査し、平成25年8月に同計画を認可した。

【平成29年度に講じた主な措置】

（ガバナンス体制）

平成29年5月、原賠機構は「新・総特」に基づき、平成28年度末時点での東京電力の経営状況に関する評価（2016評価）を行い、これらの評価結果等を踏まえ、東京電力と共同で「新々・総特」を策定し、国は同月にこの認定を行った。同計画における地元本位の取組の一環として、東京電力は平成30年3月、新潟県において地元本位の経営を実践するための基本姿勢を示した新潟本社行動計画「まもる・そなえる・こたえる」を策定し、同年4月1日より、新潟本社の避難支援機能を拡充する旨を公表した。

また、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において、廃炉・汚染水対策については、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要であり、国はそれに必要な制度整備等を行うこととされたこと等を踏まえ、事故炉の廃炉を行う原子力事業者（事故事業者＝東京電力）に対して、廃炉に必要な資金を原賠機構に積み立てることを義務付ける等の措置を講ずることを内容とする「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案」を第193回国会に提出した。同法案は平成29年5月に成立し、同年10月に施行された。

（廃炉・汚染水対策の進捗状況）

平成29年9月26日に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂した。

汚染源に水を「近づけない」対策について、平成30年3月時点では、凍土方

式の陸側遮水壁が深部の一部を除き完成し、サブドレン等との重層的な対策により汚染水発生量が大幅に低減している。

汚染水を「漏らさない」対策については、フランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクへの切替を進めるとともに、タンク周囲には二重^{せき}堰を設置し、側板フランジ部への防水シール材等による予防保全策、1日4回のパトロール等の実施により、万一の漏えいに備えている。

汚染源を「取り除く」対策については、多核種除去設備等で浄化处理した水の長期的取扱いについて、平成28年9月に設置した「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」を継続的に開催し、技術的な観点に加えて、風評被害など社会的な観点等も含め、総合的な検討を行っている。

使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けては、1号機において、平成29年12月に防風フェンス及び作業床を設置し、平成30年1月から北側のがれき撤去を進めている。2号機については、雨水対策として建屋屋根保護層の撤去作業を行っている。また、オペレーティングフロアの調査やがれき撤去を行うため、建屋西側に開口部の設置作業を進めている。3号機については、平成29年1月より燃料取り出し用カバー等設置工事に着手し、オペレーティングフロアに燃料を取り出すための設備を設置し、平成30年2月にドーム屋根の設置を完了した。

廃炉対策に向けた取組として、原子炉格納容器内の調査状況については、平成29年7月、3号機において水中遊泳ロボットによる原子炉格納容器の内部調査を行った。調査の結果、原子炉格納容器底部において燃料デブリの可能性のある溶融物等を確認した。こうした調査結果等により明らかになった現場の状況や、原賠機構が実施した燃料デブリ取り出し工法の実現性評価の結果を踏まえ、平成29年9月に燃料デブリ取り出し方針を決定した。平成30年1月には、前回の調査（平成29年1月）では確認ができなかった2号機原子炉格納容器底部の様子を調査するため、先端にカメラや線量計などの測定器を搭載した棒状の調査装置による調査を行った。調査の結果、原子炉格納容器底部において燃料デブリと思われる堆積物を確認した。

また、廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備を進めており、燃料デブリや放射性廃棄物などの分析手法、性状把握、処理・処分技術の開発等を行う施設として建設を進めている、「大熊分析・研究センター」（大熊町）のうち施設管理棟が、平成30年3月15日に開所、運用を開始した。

東京電力の廃炉・汚染水対策については、原子力規制委員会が、東京電力の作業の進捗状況に応じ、29 件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況の検査も行い、東京電力の取組を監視している。

また、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」について定期的に見直しを行ってきており、平成 29 年度は、3 号機使用済燃料プールのがれき撤去の際のダスト飛散実施・監視の進捗及び新事務本館の建設の完了が確認されたことから、平成 29 年度第 23 回原子力規制委員会（平成 29 年 7 月 12 日）において、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成 29 年 7 月版）」に改定し、平成 30 年 3 月には、平成 29 年度第 68 回原子力規制委員会（平成 30 年 2 月 28 日）での改定の方向性に関する議論を踏まえ、平成 29 年度第 69 回原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 7 日）において「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成 30 年 3 月版）」に改定した。

（関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告）

提言5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

提言5 1) 高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。

【基本的な対応】

- これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制等の機能を統合し、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条に規定される委員会として、原子力規制委員会を平成24年9月に設置した。

設置法には、原子力規制委員会の任務、所掌事務、職権の行使、組織、原子力規制委員会の議決、委員会に置かれる審議会等に関する規定を設けた。また、委員会の事務局として原子力規制庁を置き、原子力規制庁長官は原子力規制委員会委員長の命を受けて庁務を掌理することとした。

- 平成25年1月の原子力規制委員会において、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を、組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性及び即応性に関する5つの活動原則（（1）独立した意思決定、（2）実効ある行動、（3）透明で開かれた組織、（4）向上心と責任感、（5）緊急時即応）を掲げた。

これにのっとり、①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスの確立に取り組むこととしている。

- 平成27年9月の原子力利用の安全に係る行政組織に係る「3年以内の見直し検討チーム」による最終取りまとめにおいて、独立性・中立性の向上のために原子力規制委員会を内閣府へ移管する必要性は見出し難いとされた。

【平成 29 年度に講じた主な措置】

（多様なコミュニケーションに関する取組の充実）

原子力規制委員会の設置から 5 年が経過したことを受け、原子力規制委員会委員が国内の原子力施設を訪問し、現場の状況の把握、地元関係者との意見交換等を行うべく「委員による現地視察及び地元関係者との意見交換」の方針を平成 29 年度第 49 回原子力規制委員会（平成 29 年 11 月 15 日）において決定し、現場視察及び地元関係者等との意見交換を行った。

また、原子力規制委員会委員長が、前委員長とともに福島県内の 13 市町村を訪問し、首長との意見交換を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言5 2) 透明性：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

【基本的な対応】

- 原子力規制委員会は、平成24年9月に決定した、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に基づき、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チーム等の議論も原則公開するとともに、原子力規制委員会委員長による定例会見等における質疑応答等を通じて、意思決定の透明性を確保することとしている。
- 原子力規制委員会は平成24年9月に「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を定め、委員3人以上が参加する規制に関する打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。また、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め2人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開することとした。
- 平成24年10月に原子力規制委員会において定めた「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」によって、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。
- 設置法に基づき、原子力規制委員会は、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告するとともに、公表している。
- 原子力規制委員会の委員長及び委員については、設置法第7条において、「委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」と規定された。

【平成 29 年度に講じた主な措置】

（多様なコミュニケーションに関する取組の充実）（再掲）

原子力規制委員会の設置から 5 年が経過したことを受け、原子力規制委員会委員が国内の原子力施設を訪問し、現場の状況の把握、地元関係者との意見交換等を行うべく「委員による現地視察及び地元関係者との意見交換」の方針を平成 29 年度第 49 回原子力規制委員会（平成 29 年 11 月 15 日）において決定し、現場視察及び地元関係者等と意見交換を行った。

また、原子力規制委員会委員長が、前委員長とともに福島県内の 13 市町村を訪問し、首長との意見交換を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言5 3) 専門能力と職務への責任感：①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。

【基本的な対応】

➤ 原子力規制委員会は、人材確保のため、民間等の実務経験者や、将来原子力規制行政を担う若手職員等の採用に努めている。人材育成については、平成26年3月に「原子力安全人材育成センター」を設置したほか、同年6月に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」（平成26年6月25日原子力規制委員会決定）等を策定して、これらに基づき研修の実施・充実を図っており、力量管理制度の試行及び改善、知識管理・技術伝承の取組の推進等の人材育成施策に取り組んでいる。また、専門職大学院入学や海外留学、在外公館や国際機関等への職員派遣など、国内外への派遣を積極的に行っている。

なお、平成27年9月の「3年以内の見直し検討チーム」の最終取りまとめでは、原子力規制委員会に対し、自らの職員の能力向上に努めるだけでなく、大学等と連携し、原子力安全に高い知識を有する人材の育成に取り組むことが求められた。

➤ 外国人有識者からの助言を得るため、原子力規制委員会では、米国、英国及び仏国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する有識者に国際アドバイザーを委嘱し、原子力規制委員会の組織の在り方、規制活動への取組の在り方等を含む全般的な課題に助言を得てきたほか、我が国の取組を紹介しつつ原子力安全に係る国際的な知見を集めるため、多国間・二国間の規制機関間の枠組みを通じて意見交換や情報収集を行った。なお、国際アドバイザーからの助言は国民にも公開し、国民との情報共有にも努めた。

➤ ノーリターンルールについては、平成27年度第30回原子力規制委員

会（平成 27 年 9 月 30 日）において、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織を明確にした運用方針を決定し、これに基づき適切に人事異動を実施することとした。また、他の部署を経由して原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織に配置させないなど、関係機関において設置法附則の趣旨を踏まえてその後の配置転換を行うことが必要であることとした。

【平成 29 年度に講じた主な措置】

（原子力規制委員会の人材確保・育成）

原子力規制委員会は、平成 29 年度に、民間企業等からの実務経験者の採用については 34 名を、また、新規採用者については 25 名を採用した。結果として、平成 30 年 4 月 1 日時点における職員数は 984 名、定員充足率 95.8%（定員：1,027 名）となった。

また、原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施している。平成 29 年度までに、平成 28 年度採択の 13 件の継続に新規採択 5 件を加え、18 件の案件を採択した。

また、重大事故等への対応能力向上のためのプラントシミュレータ等を活用した研修を整備し、計画的に実施した。さらに、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号。以下「炉規法等改正法」という。）による新たな検査制度等に的確に対応するため、平成 29 年 7 月、原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の 5 分野において、高度の専門的な知識及び経験が求められる職に任用するための資格制度を導入するとともに、これに対応した新たな教育訓練体制の整備を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言5 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。

【基本的な対応】

- 組織体制の効果的な一元化を図るべく、これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制を一元的に担う組織として平成24年9月に原子力規制委員会が発足した。

平成25年4月に、モニタリング実施、放射性同位元素等の使用等の規制及び国際約束に基づく保障措置に係る事務について、文部科学省から原子力規制委員会に一元化された。

平成26年3月に独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成25年法律第82号）が施行され、独立行政法人原子力安全基盤機構が原子力規制委員会に統合され、その業務も移管された。

- 緊急時の対応については、平成24年10月に原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保するとともに、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC:Emergency Response Center）によるバックアップ体制も強化した。なお、原災法に基づき、技術的、専門的知見に基づくオンサイト対応については原子力規制委員会が行うこととされている。

緊急時の中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ERC、オフサイトセンター及び事故が発生した原子力施設等が立地等する道府県の道府県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境の整備を行った。

【平成29年度に講じた主な措置】

（政府の危機管理組織の在り方）

原子力災害対策マニュアルについて、平成29年7月の原子力災害対策指針の改正等を踏まえて、同年12月26日に改訂を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告、防災白書）

提言5 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

【基本的な対応】

- 設置法の目的に、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」等に資することを規定し、国民の健康と安全を第一とすることが明確化された。
平成25年1月の原子力規制委員会において、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を組織の使命として決定した。
- 自己変革については、業務の品質の維持向上及び安全文化の醸成を目指し、原子力規制委員会マネジメント規程（平成26年9月3日原子力規制委員会決定）に基づくマネジメントシステムの本格的な運用を平成27年4月から開始した。このマネジメントシステムに基づき、平成27年度からは、年度ごとに重点計画を作成し、年度末に実績・成果について評価を行い、次年度の重点計画に反映させている。また、同年5月の原子力規制委員会において、「原子力安全文化に関する宣言」を決定し、原子力規制委員会が原子力安全文化の醸成に取り組む姿勢を組織内外に明確に示した。加えて、平成28年4月には、原子力規制庁に監査・業務改善推進室を設置し、内部監査や業務改善のための指導等を行っている。
- IAEA が加盟国の要請に基づき実施する、原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題を総合的にレビューする総合規制評価サービス（IRRS: Integrated Regulatory Review Service）のミッションを平成28年1月に受け入れ、IRRS 報告書を同年4月に公表した。さらに、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）に基づく政策評価を実施しているほか、IRRS や IAEA による国際核物質防護諮問サービス（IPPAS: International Physical Protection Advisory Service）での指摘、国際アドバイザーからの助言等から取り入れた最新の知見を踏まえて継続的な改善を実施している。
- 設置法に基づき、原子力規制委員会は、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告するとともに、公表している。

【平成 29 年度に講じた主な措置】

（マネジメントシステムの本格的な運用と改善）

- ① 原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップに沿ったマネジメントシステムの改善

平成 28 年度に策定した「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」に基づき、平成 29 年度は、組織文化・安全文化醸成活動として全員参加型研鑽運動の開始、業務品質維持向上活動として PDCA の統合的な運用等、マネジメントシステムの改善を図っている。

- ② 原子力規制委員会マネジメント規程に基づく PDCA サイクル等の運用

原子力規制委員会は、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、「原子力規制委員会の組織理念」、「原子力安全文化に関する宣言」、「核セキュリティ文化に関する行動指針」、「原子力規制委員会第 1 期中期目標」、「原子力規制委員会平成 29 年度重点計画」等に沿って業務を実施し、平成 29 年度第 68 回原子力規制委員会（平成 30 年 2 月 28 日）において平成 29 年度重点計画に沿った取組やその成果に関する評価に係る審議を行った。この結果を踏まえ、「原子力規制委員会平成 30 年度重点計画」を平成 29 年度第 75 回原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 28 日）において決定した。平成 29 年度の内部監査については、2 部署及び 1 テーマに対して実施し、新検査制度の運用に向けた原子力規制事務所の業務運営への支援強化や、職員の法制執務に関する能力向上に向けた平成 29 年の法改正の経験・ノウハウ等の活用等の指導を行った。

- ③ 政策評価法に基づく政策評価

政策評価法に基づく原子力規制委員会の政策評価については、平成 28 年度実施施策の事後評価及び平成 29 年度実施施策の事前分析を行い、平成 29 年度第 32 回原子力規制委員会（平成 29 年 8 月 23 日）において、平成 28 年度実施施策に係る政策評価書及び平成 29 年度実施施策に係る事前分析表を決定し、当該評価書を総務大臣に送付の上、原子力規制委員会ホームページに公表した。また、平成 28 年度実施施策に係る政策評価の結果の政策への反映状況及び平成 29 年度実施施策に関する事後評価等の実施計画を平成 29 年度第 75 回原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 28 日）において決定した。さらに、平成 29 年度第 2 回政策評価懇談会（平成 30 年 1 月 16 日）において、原子力規制委員会 5 年間の主な取組を振り返りつつ、平成 29 年度実施施策の事後評価に向けた有識者との意見交換を行った。

なお、平成 29 年度施策においても引き続きマネジメントシステムとの連携をより一層に図り、PDCA サイクルとして統合的に運用している。

(IRRS 及び IPPAS の指摘への対応等)

平成 28 年度に引き続き、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会(以下「炉安審・燃安審」という。)が、原子力規制委員会からの指示を受け、IRRS 報告書の勧告・提言に加え、IRRS 受入れに当たり実施した自己評価での課題を含め、検査と執行、放射線源規制・放射線防護や人材育成・確保等の 31 課題(以下「IRRS で明らかになった課題」という。)の取組状況のフォローアップを行った。また、炉安審・燃安審は平成 29 年度の審議において、IRRS ミッションからくみ取るべき事項として、原子力安全文化の醸成、規制組織におけるマネジメントとリーダーシップ、人材発掘・育成等の統合的マネジメントを盛り込んだ「IRRS ミッションへの今後の対応について」を取りまとめ、原子力規制庁が平成 29 年度第 37 回原子力規制委員会(平成 29 年 9 月 13 日)でその報告を行った。

加えて、原子力規制委員会は、IRRS 報告書の勧告・提言に対する対応状況等をレビューする「IRRS フォローアップミッション」を平成 31 年の夏以降に受け入れるべく、平成 29 年 8 月に IAEA に対し実施を要請し、IAEA から了解を得た。さらに、原子力規制委員会は、IRRS フォローアップミッションを実施する際に、参加の意向を有する関係省庁と協力して陸上における放射性物質等の輸送に関する規制に対する評価も併せて受けられるよう IAEA に対し要請した。

また、平成 28 年度第 53 回原子力規制委員会(平成 29 年 1 月 11 日)で受け入れを決定したことから、我が国として、IAEA に対して「IPPAS フォローアップミッション」の実施を要請していたところ、IAEA からは、平成 30 年秋を目途に同ミッションを実施する用意がある旨の回答があった。その受入れに向けて、IAEA 及び関係省庁と調整しつつ準備を進めている。

さらに、原子力規制委員会委員長及び委員等は、平成 29 年度中随時に、天野 IAEA 事務局長、マグウッド OECD/NEA 事務局長をはじめとする国際機関及び海外規制機関の関係者や国際アドバイザーと意見交換を行った。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言6：原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

提言6 1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。

【基本的な対応】

- ▶ 原子力基本法における原子力利用の安全の確保についての基本方針や、設置法、原子炉等規制法の目的に、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」等に資することを規定し、国民の健康と安全を第一とすることが明確化された。
- ▶ 発電用原子炉施設についての規制を電気事業法（昭和39年法律第170号）から原子炉等規制法に移管して一元化等を図るとともに、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染防止のための措置についても環境基本法（平成5年法律第91号）の適用対象とするなどの改正を行った。
- ▶ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓、最新の技術的知見、IAEAの安全要件等に示された考え方や各国の規制基準、海外の規制動向等を踏まえた、世界で最も厳しい水準の新たな規制を導入した。
- ▶ 発電用原子炉については平成25年7月に、核燃料施設等については同年12月に、シビアアクシデント対策の強化やバックフィット制度の導入等に伴う原子炉等規制法に基づく規制基準が見直され、いわゆる新規制基準を策定した。

【平成29年度に講じた主な措置】

（検査制度の見直し）

炉規法等改正法は平成29年4月14日に公布、一部施行された。

炉規法等改正法では、検査制度を見直し、より高い安全性の確保を目指して、事業者、規制機関双方の取組を強化する観点から、まず、原子力施設の規制基準への適合性を確認する行為を、事業者が自ら実施するものとして義務付け、安全確保に係る事業者の一義的責任の徹底を図っている。そして、規制機関が、事業者の保安活動全般を対象に、事業の許可・指定等から廃止措置の終了まで切れ目

なく一貫して、時期、内容を限定することなく、包括的に監視・評価を行う仕組みを新たに設けている。その上で、規制機関が検査結果を踏まえた評定を行い、以後の検査に安全の実績を的確に反映させる原子力規制検査に基づく監督を行うことにより、事業者の主体的な安全確保の水準の維持・向上を促している。そのほか、規制基準の策定に当たっては、原子力の安全に関する最新の知見を踏まえつつ、原子力施設の安全上の特性に応じ、基準の明確化に努める旨を明記している（これらの規定は、平成32年4月までの間に施行される予定。）。

また、原子力施設の廃止措置に対応する規制整備として2つの改正事項を盛り込んだ。1点目として、原子力施設の高経年化が進んだ場合において、施設の稼働停止から廃止へのより円滑な移行を図るため、事業等の開始段階から事業等の廃止に伴う措置を実施するための方針（廃止措置実施方針）を作成・公表することを義務付けている。2点目は、廃棄物埋設に関する必要な規制の整備である。①原子力規制委員会が放射能濃度が一定の基準を超える第二種廃棄物の埋設事業（炉内等廃棄物等の中深度処分）並びに第一種廃棄物埋設事業に係る埋設地及びその周辺で保護する区域を指定し、当該区域内の土地の掘削を制限するほか、②第一種廃棄物埋設事業者が第一種廃棄物埋設の方法によって第二種廃棄物を処分することを妨げないこととするとともに、③現行の第一種廃棄物埋設事業に加え中深度処分についても坑道を閉鎖しようとするときは原子力規制委員会による閉鎖措置計画の認可等を受けなければならないこととしている。これらの規定については、平成30年10月1日から施行される。廃止措置実施方針については、炉規法等改正法において、施行時点で既に原子炉の設置許可等を受けている者は、施行日から起算して3か月以内に作成・公表しなければならないとしている。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言6 2) 安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。

【基本的な対応】

- 事業者の責任については、原子炉等規制法や原災法において、原子力事業者が災害の防止に必要な措置を講ずる責務、原子力事故等の収束の一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化した。

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令により、緊急時対策所や原子力事業者災害対策支援拠点の整備・運用等、原子力災害の発生に備えて原子力事業者が計画を定めて実施すべき事項を明確化した。

- 原子力災害対策本部における役割分担については、原災法に基づき、技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応については原子力規制委員会が、オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般については、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係行政機関等が、その役割を担うことを明確化した。

今後は、こうした役割分担を基本としつつ、防災訓練の積み重ねによる関係機関間の連携性の向上等を図るとともに、抽出された課題や教訓を踏まえて役割分担等についても必要に応じて不断に改善を図っていく。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言6 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。

【基本的な対応】

- 設置法の目的規定において「確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図る」としており、平成25年に施行された新たな規制基準等では、最新の科学的・技術的知見等を踏まえて継続的に改善することとしている。平成26年度以降、実用発電用原子炉等に係る基準に関する規則の解釈を改正するなど必要な見直しを行っている。
- IRRS や IPPAS のミッションによる国際的な評価の受入れ、IAEA や経済協力開発機構/原子力機関 (OECD/NEA: OECD Nuclear Energy Agency) 等の国際機関が開催する各種会合への出席や専門家等の派遣、国際原子力規制者会議 (INRA: International Nuclear Regulators Association) や西欧原子力規制者会議 (WENRA: Western European Nuclear Regulators Association) 等の多国間の枠組み・海外の原子力規制機関との二国間協力の枠組み等を通じた海外の知見の取り込みを行うとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報収集や意見交換を行った。また、技術情報検討会や炉安審・核安審における国内外の事故・トラブル情報及び海外の規制動向に係る情報の収集、分析を踏まえた対応についての助言等も踏まえ、最新の科学的・技術的知見の規制への反映について検討している。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故原因を究明するため、原子力規制委員会として検討会を立ち上げ議論を行い、「東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告書」を平成26年10月に取りまとめて公表するとともに、国際社会にも発信を行った。
- 原子力規制委員会は、行政機関政策評価法に基づく政策評価を毎年度実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしている。設置法に基づき、原子力規制委員会は、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告するとともに、公表している。

【平成 29 年度に講じた主な措置】

（原子力規制への最新の技術的知見の反映）

安全研究、審査等で得られた知見に基づき、有毒ガス防護、高エネルギーアーク損傷（HEAF）対策、降下火砕物対策、格納容器代替循環冷却系の設置等に係る規則等の改正を行い、規制基準の継続的改善を行った。

（原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会）

原子力規制委員会は IRRS 報告書の勧告・提言に加え、IRRS で明らかになった課題の取組状況について、炉安審・燃安審にそのフォローアップを行うよう指示しており、平成 28 年度に引き続き、IRRS で明らかになった課題についての取組状況が原子力規制庁から炉安審・燃安審に報告されている。また、炉安審・燃安審が、平成 29 年度の審議において「IRRS ミッションへの今後の対応について」を取りまとめた。本件については、原子力規制庁から平成 29 年第 37 回原子力規制委員会（平成 29 年 9 月 13 日）にて、原子力規制委員会に報告を行った。

（国際会議への参画等）

原子力規制委員会は、IAEA や OECD/NEA 等の国際機関が主催する各種会合への出席や専門家等の派遣や、INRA（平成 29 年 5 月 17、18 日、9 月 19 日開催）、WENRA（平成 29 年 4 月 26、27 日、10 月 25、26 日開催）等の多国間の枠組み及び海外の原子力規制機関との二国間会合等への出席、その他、各種国際条約に基づく各種会合への参加等を通じて、海外の知見の取り込みを行った。

なお、平成 29 年は、日本が議長国となり、日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM:Top Regulators Meeting on Nuclear Safety among China, Japan, and Korea／平成 29 年 12 月 5、6 日開催）第 10 回会合を東京で開催し、山中委員が議長を務めた。

また、OECD/NEA の原子力規制活動委員会（CNRA:Committee on Nuclear Regulatory Activities）に新たに設置された安全文化ワーキンググループ（WGSC）の第 1 回会合（平成 29 年 11 月 28～30 日開催）が開催され、当該ワーキンググループの議長に伴委員が選出された。

（原子力安全研究の推進）

「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づく安全研究プロジェクトの企画、実施及び評価、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA: Japan Atomic Energy Agency）安全研究センターとの人事交流、OECD/NEA 及び

IAEA 国際共同研究プロジェクトへの参画並びに国内外のトラブル情報の収集・分析を通して、最新の科学的・技術的知見の蓄積を行った。蓄積された知見については、論文誌、国際会議プロシーディング、学会発表等により公表した。

（東京電力福島第一原子力発電所事故の分析）

東京電力福島第一原子力発電所における事故の原因を究明するための継続的な取組として、平成 29 年度においては、日本原子力学会で福島第一原子力発電所構内における線量分布測定と線量低減について、発表等を行った。

（IRRS 及び IPPAS の指摘への対応等）（再掲）

平成 28 年度に引き続き、炉安審・燃安審が、原子力規制委員会からの指示を受け、IRRS 報告書の勧告・提言に加え、IRRS で明らかになった課題の取組状況のフォローアップを行った。また、炉安審・燃安審は平成 29 年度の審議において、IRRS ミッションから汲み取るべき事項として、原子力安全文化の醸成、規制組織におけるマネジメントとリーダーシップ、人材発掘・育成等の統合的マネジメントを盛り込んだ「IRRS ミッションへの今後の対応について」を取りまとめ、原子力規制庁が平成 29 年度第 37 回原子力規制委員会（平成 29 年 9 月 13 日）でその報告を行った。

加えて、原子力規制委員会は、IRRS 報告書の勧告・提言に対する対応状況等をレビューする「IRRS フォローアップミッション」を平成 31 年の夏以降に受け入れるべく、平成 29 年 8 月に IAEA に対し実施を要請し、IAEA から了解を得た。さらに、原子力規制委員会は、IRRS フォローアップミッションを実施する際に、参加の意向を有する関係省庁と協力して陸上における放射性物質等の輸送に関する規制に対する評価も併せて受けられるよう IAEA に対し要請した。

また、平成 28 年度第 53 回原子力規制委員会（平成 29 年 1 月 11 日）で受け入れを決定したことを受け、我が国として、IAEA に対して「IPPAS フォローアップミッション」の実施を要請していたところ、IAEA からは、平成 30 年秋を目途に同ミッションを実施する用意がある旨の回答があった。その受入れに向けて、IAEA 及び関係省庁と調整しつつ準備を進めている。

さらに、原子力規制委員会委員長及び委員等は、平成 29 年度中随時に、天野 IAEA 事務局長、マグウッド OECD/NEA 事務局長を始めとする国際機関及び海外規制機関の関係者や国際アドバイザーと意見交換を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言6 4) 新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること（いわゆるバックフィット）を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながるないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

【基本的な対応】

- 設置法により平成 25 年に改正した原子炉等規制法により、いわゆるバックフィット制度を原則化した。
- 規制基準については、安全研究の実施や国内外の情報の収集・分析等により得られた最新の科学的・技術的知見、IAEA 等の基準の見直しに係る動向、新規制基準に係る適合性審査の実績等を踏まえて継続的に見直すこととしている。
- 新規制基準に対応すべくなされた申請については、「新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について」及び「核燃料施設等の新規制基準後の適合確認のための審査の進め方について」に基づき審査することとした。

【平成 29 年度に講じた主な措置】

（原子力規制への最新の技術的知見の反映）（再掲）

安全研究、審査等で得られた知見に基づき、有毒ガス防護、高エネルギーアーク損傷（HEAF）対策、降下火砕物対策、格納容器代替循環冷却系の設置等に係る規則等の改正を行い、規制基準の継続的改善を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）